

山鹿市避難行動支援システム更新業務委託仕様書

1 山鹿市避難行動支援システム更新業務の概要

(1) 基本理念

災害発生時において、適切な避難支援が行えるように実効性のある避難行動要支援者名簿と個別避難計画の作成支援及び管理について、地域の特性や実情を踏まえつつ、災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守るという重要な目標を達成するため、現行運用している避難行動支援システムから、本市の業務に適したパッケージシステムに更新して、事務作業に係る利便性向上及び効率化を図ることを目的とする。

(2) システム更新業務の基本要件

- ① 避難行動支援システムの目的を十分に理解し、業務に支障を及ぼすことのないよう、確実かつ安定した稼動維持に努める。
- ② 更新費用の軽減化を図るため、既存ハードウェアの資産については、できる限り有効活用するなど、コストを意識し、更新後の運用面における経費も考慮する。
- ③ 市職員に過度な作業負担を強いることがないように考慮する。

(3) 納期

- | | |
|------------|---------------|
| ① 納品 | 令和9年3月26日 |
| ② 機能要件確認期間 | 令和9年3月29日～31日 |
| ③ 本稼働 | 令和9年4月1日 |

(4) 履行場所

山鹿市役所本庁舎内。なお、場所の使用に係る一切の事項について市側の指示に従うとともに、委託業務従事者の品位保持に努めること。

2 導入システム要求仕様

(1) 導入システム基本要件

- ① 安定的な稼動を行うため、導入実績のある安定性、信頼性に優れたソフトウェアであること。
- ② 操作において、特別な知識を持たない市職員にとっても扱いやすいよう、画面構成や入力操作の共通性に優れ、検索機能の充実したシステムであること。
- ③ データの一元管理を基本とし、LAN環境でネットワーク運用が可能なシステムであること。
- ④ 本市が保持する移行対象データについては、現行運用している避難行動支援システムから抽出するデータ（CSV）を、可能な限り全て移行すること。
- ⑤ 本システムの構築は新規タワーサーバを導入し、利用端末は新規ノートパソコン2台とする。ネットワークプリンタは既存機器を利用する。

- ⑥ 災害対応業務等現場での利用を想定して、スタンド・アローンでの操作も可能となるよう構築すること。なお、ネットワーク接続とスタンド・アローンとは簡易な操作で切り替えが可能となるようにすること。

(2) 導入システム機能要件

別紙 2 機能要件一覧表を参照すること。

(3) 地理情報システム (GIS)

本事業では、支援の対象となる方の所在を特定する必要があること、また、民生委員や地域支援者が主に地図を活用することになるため、本システムと連携する地理情報システムは、ゼンリン社の電子住宅地図「Z-Map Town II」を採用すること。

(4) データ移行

- ① 本市が保持する避難行動要支援者の情報を経年データを含み全て移行すること。
- ② 民生委員や自治会等の基本マスタ情報を移行すること。
- ③ 現行で管理している家屋図情報及び避難経路図等情報を移行すること。
- ④ データの取扱いには十分注意し、効率的かつ確実に移行を行うこと。なお、本事業に係るデータ（紙、電子記録媒体問わず）の庁外持ち出しは一切認めない。
- ⑤ データ移行に際しては、既存システム納入業者と適切な打合せ及び必要に応じてデータ抽出作業依頼等を行うこと。

【既存システム納入業者】

株式会社パシフィックシステム福岡営業所

839-0801 福岡県久留米市宮ノ陣 4 丁目 29-11 久留米ビジネスプラザ 510 号

電話 0942-27-5961 担当 倉本

(5) データ連携

- ① 定期的に、本市の住民基本情報システムから抽出した CSV データによる住民番号、氏名、性別、生年月日、住所等を取り込み、本システム内の名簿情報を更新することができること。
- ② 定期的に、本市の介護認定情報、障がい者情報等の福祉関連事業システムから抽出した CSV データを取り込み、情報更新ができる仕組みを有すること。
- ③ 取り込むデータを、対象者の情報更新として利用するだけでなく、本市の避難行動要支援者要件に該当する方々を、自動的に名簿登録者として抽出できる仕組みを有すること。
- ④ 国が進める標準化対応について、本市は令和 9 年度の本稼働を予定しているため、標準化に伴うデータ連携に対応したシステムであること。

(6) 提供データ

種別	システム名	メーカー
住民基本情報	総合行政システム	RKKCS
介護情報	総合行政システム	RKKCS
障害情報	総合行政システム	RKKCS

3 安全対策

- ① 市職員の認証はユーザ ID 及びパスワードの組合せ又は同等以上の仕組みによって実施すること。
- ② 職員権限の設定により、権限を付与された市職員が与えられた範囲のみ操作できるように、不正なアクセス等からデータ保護を図ること。
- ③ 安易に第三者が情報の閲覧や印刷などができないようなセキュリティを確保すること。また、通常業務においても過去のデータ入力やデータ閲覧などの操作履歴（ログ）が確認できる仕組みを有すること。
- ④ パスワードを定期的に変更できる仕組みをつくること。

4 障害対策

システムに異常が発生した時、システムの完全停止を極力防ぐような対策を講じること。また、障害発生時にはデータを修復できる対策を講じること。

5 運用保守

（1） 保守体制

- ① システムの運用やトラブル発生時の対応について、受託者は、システムが安定的に稼働できる保守体制を構築し、ハードウェア、ミドルウェア等を含めたトータルでの保守を行うこと。
- ② 導入するパッケージシステム、ハードウェア、ミドルウェア等に対して、保守要員として配置する者は、受託者と 6 か月以上の直接雇用関係にあり、システム、本事業の制度、ハードウェア等に精通した者であること。

（2） 保守内容

- ① 受託者は、システムが円滑に運用できるよう、市職員に対して基礎教育及び操作研修を行うこと。また、市職員の異動等により再度操作研修等が必要となった際には、別途締結する保守契約の範囲内で実施すること。
- ② システム運用時及び契約終了時に、市職員から求められた際にはシステム内のデータベースから、その一部又は全部を CSV 形式等の汎用的なデータで抽出を行い、依頼日から 1 週間以内に提供すること。また、それらに係る費用は発生しないものとする。
- ③ 住民基本台帳やその他の連携データを取り込む際は、立会いを行う等、市職員の支援を行うこと。

- ④ システムの操作説明やデータ整備方法、改善策の提案などを保守要員が説明し、テクニカルサポートを実施すること。
- ⑤ システム操作マニュアル及びシステム運用マニュアルを提供すること。また、運用期間中に機能等の変更が生じた場合には、マニュアルの改訂を適宜行うこと。

6 導入物品

導入物品は以下のとおり

(1) ソフトウェア等

- ① 避難行動支援システム
数量：1 式
- ② ゼンリン電子住宅地図 Zmap-TOWN II 山鹿市最新版
数量：2 ライセンス
- ③ ウイルス対策ソフト
数量：3 ライセンス（新規サーバ及び新規端末分）
- ④ その他
導入時から 5 年間で必要とする物品、ミドルウェア及びライセンス等。

(2) ハードウェア

- ① サーバ（数量：1 台）
 - 形 状： タワー型
 - O S： Windows Server 2022 以上
 - C P U： Xeon 4 コア 3GHz 以上
 - メモリ： 16GB 以上
 - H D D： 実容量 300GB 以上（RAID 構成）
 - 保 証： 5 年間 24 時間オンサイト保守
- ② 無停電電源装置（数量：1 台）
 - 形 状： タワー型
 - 容 量： 750VA 以上
 - 保 証： 5 年間メーカー保証
- ③ バックアップ機器（数量：1 台）
 - 形 状： 据置き型
 - 容 量： 1TB 以上
 - 保 証： 5 年間メーカー保証
- ④ ノート端末（数量：2 台）
 - O S： Windows11 Pro
 - C P U： Core 5 以上
 - メモリ： 8GB 以上
 - 記憶容量： SSD256GB 以上

Office : LTSC Standard2024

保 証 : 5 年間翌営業日以降訪問修理保守

7 納品

(1) 納品物

業務完了後、履行期限までに次の書類等を提出すること。電子媒体は、文書データを CD-R などにまとめて保存の上、納品すること。

- ① 業務完了届書
- ② 操作マニュアル（紙及び電子媒体）

(2) 納品場所

山鹿市福祉課

8 納品物検査

(1) 本業務で調達するシステム及び機器等は、事業を継続的に行うために、本市が要求する機能及び性能を実装している必要があるため、納品物検査を市職員立会いの下、本稼働前に実施する。

(2) 本業務契約締結後、速やかに受託者は市職員に対して、本仕様書及び別紙 2 機能要件一覧表に記載された必須機能及び性能が実装されていることを説明し証明すること。その際、実装がないと指摘されたものについては、要件を満たすことを証明する技術的資料、開発計画書及び履行誓約書を提出し、納品物検査までに実装を済ませること。

(3) 本市契約規則を含む法令等に違反した場合や、納品物検査時に、本仕様書及び機能要件一覧表で求める必須機能や性能が実装されていない場合等の事実が判明した場合、契約相手方としての資格を喪失するものとする。また、受託者の責めに帰すべき事由によって本市に損害等が発生した場合、受託者はその賠償責任を負うこととする。

9 その他、注意事項

(1) 貸与資料

本業務では、秘匿性の高い情報を含む貸与資料があるため、その取扱いについては十分留意すること。なお、個人情報が含まれるデータについては、紙媒体、電子記録媒体を問わず庁外への持出しを禁止し、現地での取り扱いに限定する。

(2) 作業時間

打合せ協議など、市職員の立会い等を必要とする作業は、原則として法令で定める休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時の間で実施すること。ただし、市職員が認める場合に限り、例外的な対応を認めることがある。

(3) 著作権

本事業で作成されたドキュメント、データに関する著作権については、本市に帰属するものとする。

(4) 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねるなどの協力措置を講じるものとする。

(5) 情報の保護（守秘義務）

本業務の遂行に当たり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないこと。

(6) 疑義に関する協議

本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度、本市担当者と協議することとする。